



各 位

平成 29 年 6 月 29 日

株 式 会 社 F R O N T E O
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 2 - 2 3
(コード番号: 2158 東証マザーズ)
(NASDAQ ティッカーシンボル: FTEO)
問 合 せ 先 : 財 務 部 長 前 田 晃 洋
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月期の内部統制報告書（平成 29 年 6 月 30 日関東財務局へ提出予定）に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社及び当社の米国子会社（以下、当社連結子会社）は、平成28年3月期の内部統制に係る評価において開示すべき重要な不備を認識しましたが、平成29年3月期において、これらの不備の改善へ真摯に取り組み、最善の努力を続け当該不備の是正へ大きく前進いたしました。その結果、当事業年度末時点において当社における内部統制の開示すべき重要な不備は解消しております。一方、平成29年3月期における決算の過程において、当社連結子会社の一部の売上高に関する計上時期の判断及び売掛金の回収可能性について会計監査人より指摘を受け修正を行っております。当修正の原因を分析したところ、当事業年度末時点において改善中の開示すべき不備が残っていると判断いたしました。以上のことから当社は、当社連結子会社の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスそして業務プロセスの一部に関する内部統制に、開示すべき重要な不備があると判断しました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

当該開示すべき重要な不備の認識以降、改善活動に取り組んでいましたが、誤りを発見する為の体制を当事業年度末日までに確立することができなかった為、是正措置を完了できませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、適切な決算業務遂行の為に、当社連結子会社の財務経理部門の人材強化、また非定型な取引に関する体制強化などの不備改善の為の対策を講じていく方針です。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、平成 29 年 3 月期の連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上